



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 20 2004年8月12日

オーストラリア意匠法の改正

2004年6月17日より2003年改正意匠法が施行となりました。

その主な改正点は次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 登録出願手続きの緩和

- 1) 複数の関連する意匠又は同一分類に属する意匠を1意匠として出願することができる。
- 2) 出願人は出願日から6カ月以内に登録又は公告を受けるかどうか決定することができる。
- 3) 方式審査による登録制度が導入されたが、実体審査を受けたい場合は、審査請求することができる。

2. 権利行使の制限及び権利の取消

- 1) 出願人は登録査定書を受領してはじめて権利行使することができる。
- 2) 第三者は登録された意匠について実体審査を請求でき、且つ当該意匠の有効性に係る情報を提供することができる。審査官は、それに基づき実体審査を行い、権利の維持又は取消を決定することができる。

3. 登録可否及び権利侵害の判断基準の厳格化

- 1) 従来技術は、国内に使用された意匠のみならず、あらゆる国に公知となった意匠を含む。
- 2) 意匠の有効性に対し厳格に判断され、新規性及び特有性を有する場合のみ登録を受けることができる。
- 3) 権利侵害の判断は顕著性による。ある物品はその全体的な外観から登録意匠の外観と実質的な類似性が見られる場合は、権利侵害を構成すると判断される。

4. 存続期間の短縮

- 1) 出願日から10年とする。(旧法では、出願日から16年である。)

以上

(情報提供 : IP Australia Website)